

最低賃金改正決定に係る関係労働者及び
関係使用者の意見聴取に関する公示

宮崎労働局一般公示第4号

宮崎地方最低賃金審議会は、宮崎県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、宮崎県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を令和8年7月27日（月）までに、宮崎地方最低賃金審議会（宮崎市橘通東3丁目1-22 宮崎労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和8年7月6日

宮崎労働局長 吉越 正幸